

鳥取市スポーツ推進計画

平成28年 3月
鳥取市教育委員会

～ 目 次 ～

はじめに	… P. 1
第1章 鳥取市スポーツ推進計画の概要	
1 策定の背景と趣旨	… P. 2
2 計画の位置づけ	… P. 3
3 計画の期間	… P. 3
4 計画における「スポーツ」の定義	… P. 3
5 計画の基本理念・方針	… P. 3 ～ 4
6 計画の体系	… P. 5 ～ 8
第2章 具体的施策の方向性	
I 子どものスポーツ機会の充実	… P. 9 ～ 16
1 乳幼児期からの体を動かす遊びや運動の実践	… P. 9 ～ 10
2 学校体育・社会体育への支援	… P. 11 ～ 16
II 生涯スポーツ社会の実現	… P. 17 ～ 24
1 市民総スポーツ運動の推進	… P. 17 ～ 20
2 誰もが参加しやすいスポーツ環境づくり	… P. 21 ～ 24
III 地域におけるスポーツ活動の推進	… P. 25 ～ 32
1 地域活力の創出に向けたスポーツ振興	… P. 25 ～ 28
2 スポーツ交流の推進	… P. 29 ～ 32
IV 競技力向上につながるスポーツ環境の整備	… P. 33 ～ 38
1 競技人口の増加をめざした施策の展開	… P. 33 ～ 36
2 施設をはじめとするスポーツ環境の構築	… P. 37 ～ 38
～ 参考資料 ～	
【資料1】用語解説	… P. 39 ～ 42
【資料2】計画策定の経過	… P. 43
【資料3】鳥取市スポーツ推進審議会条例	… P. 44 ～ 45
【資料4】鳥取市スポーツ推進審議会委員名簿	… P. 46 ～ 47
【資料5】インターネットモニターアンケート結果（一部）	… P. 48
【資料6】市民政策コメント（パブリックコメント）結果	… P. 49

はじめに

近年、少子高齢化の進展や価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、人々のスポーツに対する意識やニーズが変化し、生涯スポーツやレクリエーション活動への関心が高まっています。また、少年期のスポーツにおいては、スポーツをする子としない子に二極化する傾向やスポーツ活動中に体罰事案が発生するなど一部で過熱化傾向が見受けられます。

このような情勢の中、本市では、平成23年5月に策定した「第9次鳥取市総合計画（基本計画：平成23～27年度）」の中で「スポーツ・レクリエーションの振興」を施策の1つに掲げ、「地域活力の創出に向けたスポーツ振興」を図り、鳥取市民体育祭に代表される「市民総スポーツ運動」や姫路市などの姉妹都市との「スポーツ交流」を推進してまいりました。

一方、国においては、平成23年8月、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を全部改正し「スポーツ基本法」を施行、平成24年3月にはスポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」を策定するなど、スポーツを取り巻く状況は新たな展開を迎えました。

これを受けて、本市では、スポーツに関する施策を総合的に推進するための指針として「鳥取市スポーツ推進計画」を策定することといたしました。本計画は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるというスポーツ基本法の基本理念に基づき、いつでも・どこでも・いつまでも、関心や適性等に応じてスポーツに親しむという視点に立って、「すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市～年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち～」を基本理念（めざす姿）といたしました。この基本理念を実現すべく、「子どものスポーツ機会の充実」「生涯スポーツ社会の実現」「地域におけるスポーツ活動の推進」「競技力向上につながるスポーツ環境の整備」の4つの基本方針に基づいて施策を展開いたします。市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、貴重なご意見・ご提言をいただきました鳥取市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、本計画の策定にあたりご協力をいただいたすべての方々に心から感謝いたします。

平成28年 3月

鳥取市教育委員会 教育長 木下 法広



第1章 鳥取市スポーツ推進計画の概要

1 策定の背景と趣旨

「スポーツは、世界共通の人類の文化である」。平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」(※1)は、この一文から始まります。同法は、スポーツ立国の実現をめざし、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進するために制定されたものです。

翌年3月には、この法律に基づき、「スポーツ基本計画」(※2)が策定されました。地方公共団体においても、この計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。

鳥取県においては、平成26年3月に「鳥取県スポーツ推進計画」(※3)を策定し、「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」という視点を踏まえて5つの基本方針を定めています。

本市においては、「鳥取市総合計画」(※4)の中で「スポーツ・レクリエーションの振興」を施策の一つとして掲げ、市民総スポーツ運動の推進に取り組んできました。

この度、国や鳥取県の動向を踏まえ、「第10次鳥取市総合計画」や「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」(※5)、「鳥取市教育振興基本計画」(※6)などの上位計画、「鳥取市生涯学習推進基本方針」(※7)や「鳥取市公共施設の経営基本方針」(※8)などの関連方針・計画と整合性を図り、新たに「鳥取市スポーツ推進計画」を策定するものです。

【国・県・市のスポーツに関する法制度等】

時 期	法 制 度 等	主 体
昭和36年 6月	「スポーツ振興法」(※9)の施行	国
平成12年 9月	「スポーツ振興基本計画」(10カ年計画)の策定	国
平成18年 9月	「スポーツ振興基本計画」の改定	国
平成21年 3月	「鳥取県スポーツ振興計画」(10カ年計画)の策定	県
平成22年 8月	「スポーツ立国戦略」(10年間)(※10)の策定	国
平成23年 5月	「第9次鳥取市総合計画」の策定	市
	8月 「スポーツ基本法」の施行(スポーツ振興法の全部改正)	国
平成24年 3月	「スポーツ基本計画」の策定	国
平成26年 3月	「鳥取県スポーツ推進計画」(10カ年計画)の策定 (鳥取県スポーツ振興計画の全部改正)	県
平成28年 3月	「第10次鳥取市総合計画」の策定	市
	「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」の策定	市
	「鳥取市スポーツ推進計画」の策定	市

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、スポーツ基本法に基づく鳥取市のスポーツに関する総合計画です。
- (2) 本計画を、「第10次鳥取市総合計画」及び「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」のスポーツ分野の個別計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。
また、「鳥取市スポーツ推進審議会」(※11)において、計画の進捗状況の点検評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

4 計画における「スポーツ」の定義

本計画にいう「スポーツ」とは、勝敗を争う競技スポーツだけでなく、楽しむことや体を動かすことを目的としたレクリエーション活動や散歩、ジョギングなどの運動すべてを含め、幅広い概念で捉えることとします。

5 計画の基本理念・方針

(1) 基本理念(めざす姿)

すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市
～年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち～

鳥取県スポーツ推進計画では、「様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会」をめざす姿としています。このことを踏まえ、鳥取市スポーツ推進計画では、「第10次鳥取市総合計画」でめざす方向性に沿った基本理念とします。

ここでは、スポーツ立国戦略で基本的な考え方とされた「する」「みる(観る)」「ささえる(支える)」というスポーツへの関わり方にも着目することとし、生涯にわたってスポーツに親しむことのできるまちの創造をめざします。

(2) 基本方針

めざす姿を実現するため、以下の4つの基本方針を定め、具体的施策を展開することとします。

I 子どものスポーツ機会の充実

生涯にわたってスポーツに親しむためには、子どもの頃から運動やスポーツに触れ、体を動かす習慣を身に付けることが大切です。そのために、乳幼児期から体を動かす遊びや運動に触れる機会を提供するとともに、児童期以降の学校体育・社会体育の充実を図ります。

II 生涯スポーツ社会の実現

誰もが活力に満ちた豊かな生活を送るためには、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整える必要があります。市民の誰もが関心や適性等に応じ、生涯にわたってスポーツ活動を行うことができる社会の実現をめざします。

III 地域におけるスポーツ活動の推進

地域スポーツを活性化させることで、地域の連帯感を強めたり、地域社会を再生化したりすることができます。スポーツ推進委員やボランティアとしてスポーツに関わる人々によってスポーツ活動が支えられ、地域住民が主体的にスポーツやまちの活動に参画することを目標とします。また、スポーツを通じた地域交流によって、相互理解や友好の促進を図ります。

IV 競技力向上につながるスポーツ環境の整備

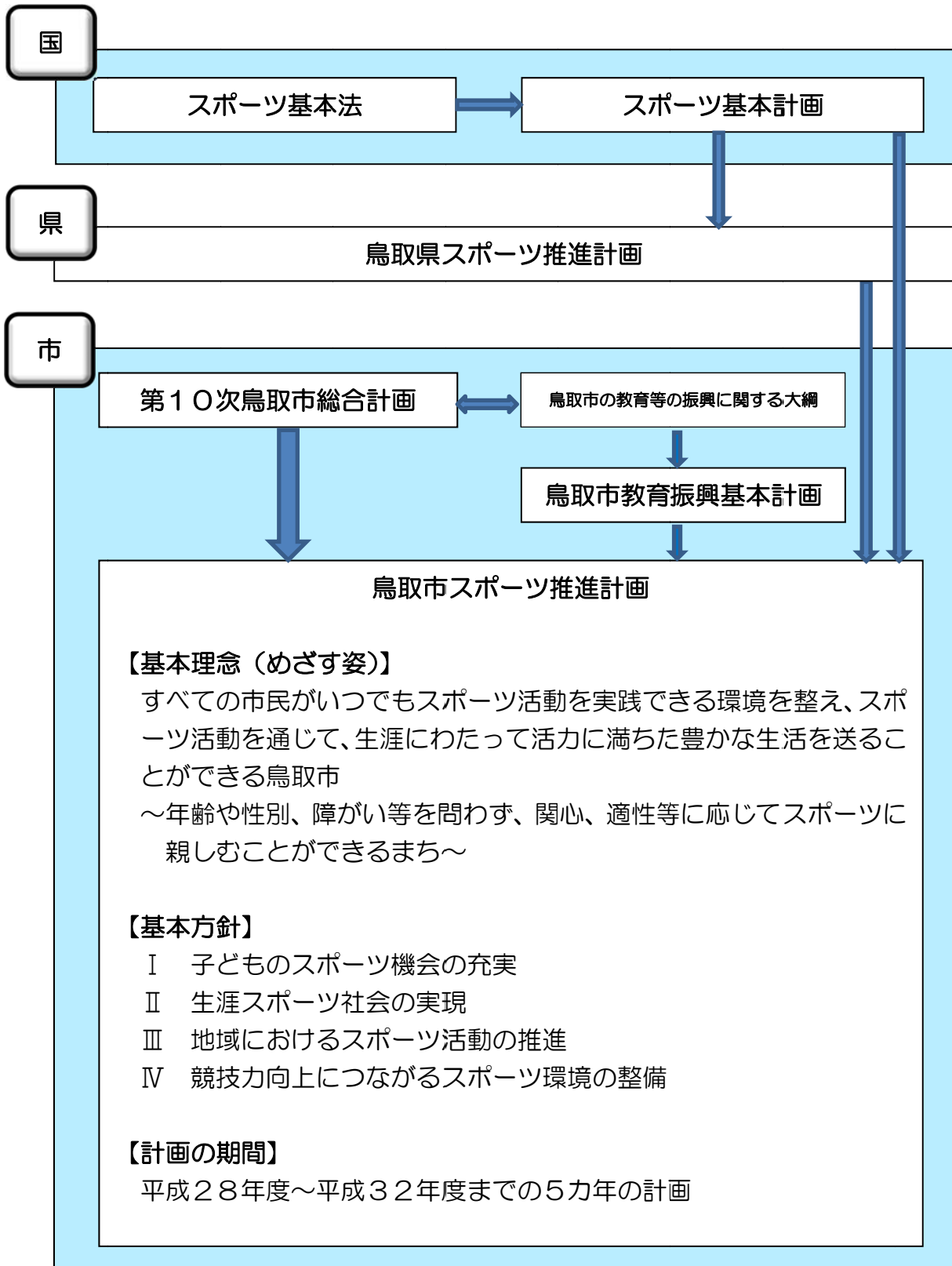
勝敗や記録を争う競技スポーツは、協調性や責任感などを育み、仲間と触れ合うことの大切さを教えてくれます。こうした競技スポーツの重要性に鑑み、競技団体への支援や指導者の育成のみならず、競技力の向上に資するスポーツ環境を整えます。

6 計画の体系

(1) 国・県・市の計画の比較

	スポーツ基本計画	鳥取県スポーツ推進計画	鳥取市スポーツ推進計画
策定主体	国	県	市
基本理念 (めざす姿)	スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会	すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県 ～様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会～	すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市 ～年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち～
基本方針	年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備		
	I 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実	I ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進	I 子どものスポーツ機会の充実
	II 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	II 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり	II 生涯スポーツ社会の実現
	III 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	III 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実	III 地域におけるスポーツ活動の推進
	IV 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備	IV 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備	IV 競技力向上につながるスポーツ環境の整備
	V オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進	V スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実	
	VI ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上		
	VII スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進		
計画期間	国における今後10年の基本方針と現状及び課題を踏まえた5年間の計画（平成24年度から）	平成26～35年度の10カ年の計画	平成28～32年度の5カ年の計画

(2) 鳥取市スポーツ推進計画の全体像



(3) 鳥取市スポーツ推進計画の体系

基本理念（めざす姿）		
<p>すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市</p> <p>～年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち～</p>		
基本方針	施策項目	具体的施策
I 子どものスポーツ機会の充実	1 乳幼児期からの体を動かす遊びや運動の実践	①幼児期における遊びや運動の機会の提供
		②保育園・幼稚園での外遊びの推奨
		③親子で行う遊びや運動の展開
	2 学校体育・社会体育への支援	①トップアスリートを活用した子どもの育成
		②学校体育・社会体育に関わる指導者の育成
		③子どもをとりまく関係団体、指導者、保護者等への啓発
		④スポーツ少年団活動の奨励
		⑤小・中学校体育連盟との連携
		⑥少年スポーツクラブの実態把握
⑦児童期におけるスポーツ交流の実践		
II 生涯スポーツ社会の実現	1 市民総スポーツ運動の推進	①鳥取市民体育祭の充実
		②体力づくり型事業の推進
		③自己の健康管理に資する取り組みの促進
		④ニュースポーツの普及促進
		⑤総合型地域スポーツクラブ等との連携・協力
	2 誰もが参加しやすいスポーツ環境づくり	①障がいの有無に関わらないスポーツ環境の醸成
		②高齢者のスポーツ活動機会の創出
		③安全なスポーツ環境の整備
		④スポーツに関する情報の提供
		⑤市民サービスの向上を目的とした施設等の機能改善
III 地域におけるスポーツ活動の推進	1 地域活力の創出に向けたスポーツ振興	①スポーツ界の好循環の創出
		②地域から発信するスポーツ活動の展開
		③スポーツ推進委員を対象とする研修の充実
		④地域に根差したプロスポーツチームとの相互発展
		⑤「ささえるスポーツ」活動の創出
		⑥施設開放の促進
		⑦地域の高等教育機関との連携

基本方針	施策項目	具体的施策
Ⅲ 地域における スポーツ活動の推 進	2 スポーツ交流の推進	①スポーツツーリズムの推進
		②スポーツを通じた国際交流の推進
		③「みるスポーツ」活動の推奨
		④交流事業の開催
		⑤姉妹都市交流の継続
Ⅳ 競技力向上に つながるスポーツ 環境の整備	1 競技人口の増加をめざした 施策の展開	①体育協会をはじめとする関係団体との連携・協働
		②指導者の育成と資質の向上
		③「するスポーツ」活動の積極的な展開
		④優秀選手への支援
		⑤顕彰制度の充実
		⑥オリンピック・パラリンピック招致ムードの高揚
	2 施設をはじめとするスポー ツ環境の構築	①競技スポーツに対する市民ニーズの把握
		②施設予約の利便性の向上
		③競技者への積極的な広報
		④競技スポーツとの出会いの創出
		⑤スポーツ施設環境の充実



第2章 具体的施策の方向性

I 子どものスポーツ機会の充実

1 乳幼児期からの体を動かす遊びや運動の実践

【施策目標】

乳幼児期から体を動かす遊びや運動に触れる機会を積極的に提供し、児童期以降のスポーツ活動につなげる。

(1) 現状と課題

子どもの体力の低下が顕著であることや積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることから、乳幼児期から遊びや運動を実践することが重要になっています。そのため、遊びや運動の機会を積極的に提供していく必要があると考えられます。

「幼児期運動指針」（平成24年3月・文部科学省）では、幼児を取り巻く社会の現状を踏まえ、「主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を、幼児の生活全体の中に確保していくことは大きな課題である」としています。また、「幼児は様々な遊びを中心に、毎日、合計60分以上、楽しく体を動かすことが大切」であり、幼稚園や保育園に限らず、家庭での身体活動も含めて、体を動かす機会を増やすことがねらいとされています。

こうした現状を踏まえ、本市でも、障がいの有無に関わらず、乳幼児に対して家庭や地域、保育園等で遊びや運動に親しむ習慣を身に付けさせ、生涯にわたってスポーツ活動に親しむ基礎づくりを行うことが求められます。

(2) 具体的施策

① 幼児期における遊びや運動の機会の提供

プロスポーツ選手・元プロスポーツ選手の能力と知識・経験を活かして、子どもたちの健やかな身体づくり・健康づくりを図る「子どもの身体・健康づくり推進事業」(※12)などを活用し、幼児期から遊びや運動に触れる機会を提供します。

また、鳥取の自然環境を活かし、山や川で



の遊びの体験を通じて、ふるさとの良さや自然の中で体を動かすことの喜びを実感する習慣を幼児期の段階から身に付けていけるような機会の提供に努めます。関係機関と連携を図りながら、遊びや運動に触れることが日常生活の中で習慣化することをめざします。

②保育園・幼稚園での外遊びの推奨



外遊びを通して体を動かすことの楽しさを知り、のびのびと体を使って遊ぶことで心身の健全な発達につながり、児童期以降の運動・スポーツ活動の基礎をつくることができます。

本市では、保育園や幼稚園で芝生化が順次行われています。土踏まずの形成期である2～5歳までの間に、裸足で思い切り遊べる環境を整えることによって、幼児の健やかな成長を促し、幼児が元気になること

を目的としています。

こうした環境を活用し、保育園・幼稚園などの幼児教育・保育機関における外遊びを推奨します。

③親子で行う遊びや運動の展開

乳幼児期においては、家庭で子どもと保護者が遊びや運動を通じて触れ合うことや子どもの心身の発達に応じた運動内容について保護者が積極的に理解を示すことが求められます。

親子スポーツ教室や子育て支援運動教室など、親子が一緒になって行うことのできる遊びや運動を展開します。

【幼児期運動指針Q&Aより抜粋】

Q4：幼稚園・保育所だけで取り組むのでしょうか？

A4：幼児にとって体を動かすことは遊びが中心ですが、散歩や手伝いなど生活の中で様々な動きも大切です。そのため、幼稚園・保育所などに限らず、家庭や地域での活動も含めて考える必要があります。

2 学校体育・社会体育への支援

【施策目標】

児童期以降の「学校におけるスポーツ活動」と「地域社会におけるスポーツ活動」のそれぞれに対する支援を検討し、いつでも・どこでもスポーツを行える環境を整え、生涯スポーツの基礎づくりとする。

(1) 現状と課題

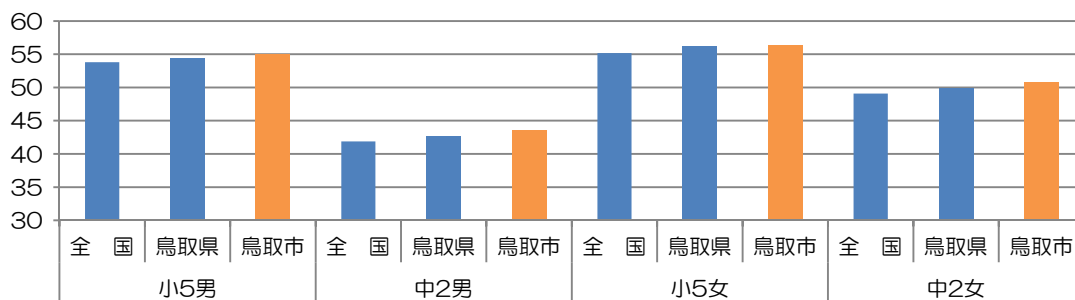
平成8年度以降の小学生のスポーツ活動は、「鳥取市小学校体育連盟」(※13)の枠組みの中の陸上・水泳競技を除き学校教育活動での指導から外れ、競技団体・地域などの社会体育活動での指導に委ねられています。小学生のスポーツクラブは、こうした地域社会の献身的なボランティアに支えられ運営されていることから、行政による適正な指導方法や体罰の防止などの指導・助言はもとより、優良な活動事例の紹介など情報提供に努める必要があります。

中学校の部活動においては、少子化の影響で複数の学校で合同チームを結成し試合に出場する例や活動休止に追い込まれる部も見受けられます。練習場所、指導者の確保なども喫緊の課題として挙げられます。

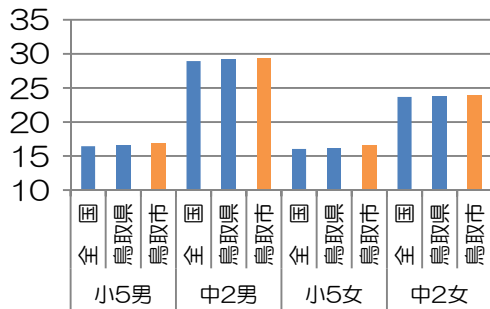
平成27年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によれば、本市では、小学校5年生で握力・ソフトボール投げ等の8項目のうち、男女共に3項目で、中学校2年生で握力・ハンドボール投げ等の8項目のうち、男女ともに6項目で全国・県平均を上回っており、これらを総合した体力合計点では小学校5年生、中学校2年生ともに男女で全国・県平均を上回りました。このことから、本市の小・中学生ともに比較的高い体力・運動能力を有していると考えられますが、上記のように学校体育だけでなく社会全般のスポーツ活動が盛んになっている中、学校体育・社会体育双方への支援を図り、これを維持していくための施策が求められます。

【平成27年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」(文部科学省)】

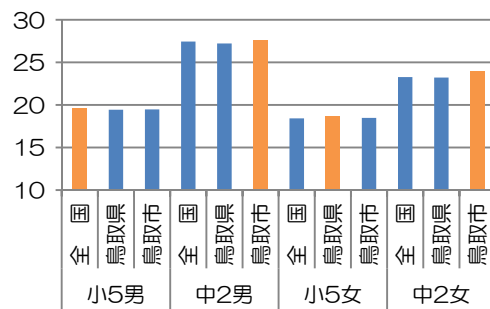
体力合計点



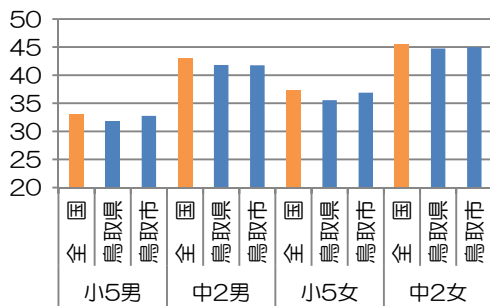
握力 (kg)



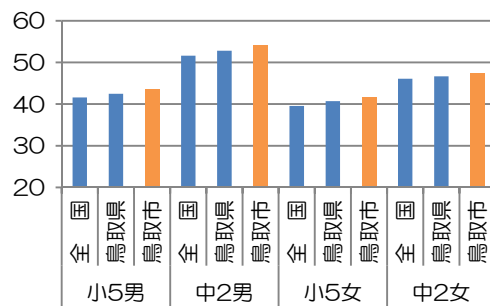
上体起こし (回)



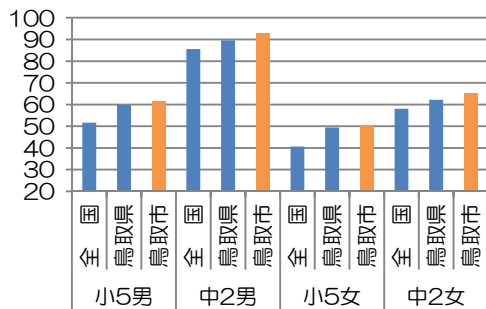
長座体前屈 (cm)



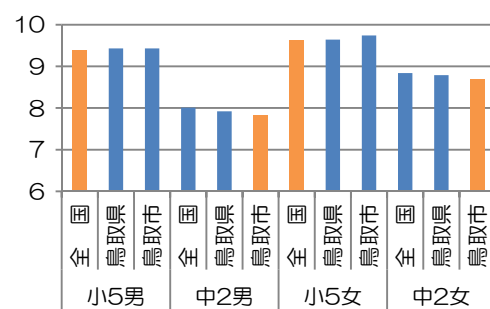
反復横跳び (点)



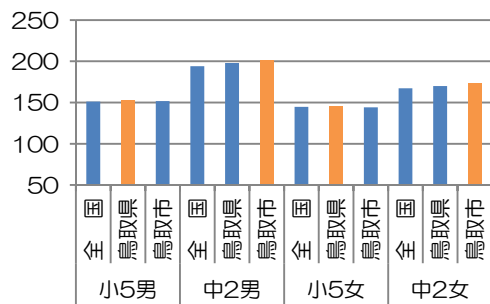
20mシャトルラン (回)



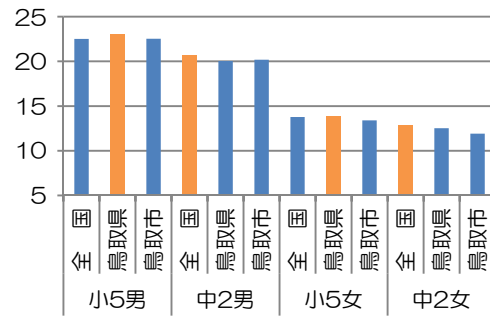
50m走 (秒)



立ち幅跳び (cm)



ソフト(ハンド)ボール投げ (m)



(2) 具体的施策

① トップアスリートを活用した子どもの育成

公益財団法人日本サッカー協会に委託して行う「こころのプロジェクト『夢の教室』」(※14)事業を通じて、スポーツ・文化などの分野で優れた功績を残したアスリート等(夢先生)から夢を持つことや仲間と協力し合うことの大切さなどを学び、子どもたちの豊かなこころづくりにつなげます。

多くの子どもたちに本事業の機会を提供できるよう実施校数の拡大をめざします。



【「夢の教室」の実施状況】

実施年度	対象	実施校	夢先生(競技)
平成23	小学5年生	7校14クラス	小島伸幸さん・福永泰さん・廣長優志さん・水沼貴史さん・水内猛さん・前田治さん・服部浩紀さん(サッカー) …7人
平成24		7校12クラス	都築龍太さん・安永聡太郎さん・水内猛さん・水沼貴史さん・山田隆裕さん(サッカー)、大山加奈さん(バレーボール) …6人
平成25		7校12クラス	米山篤さん・都築龍太さん・川上直子さん(サッカー)、富平辰文さん(キックボクシング)、岩城ハルミさん(バドミントン)、廣田遥さん(トランポリン)、大山加奈さん(バレーボール)、亀山努さん(野球) …8人
平成26	小学5年生 中学2年生	8校12クラス	岡野雅行さん・高田保則さん・法師人美佳さん・米山篤志さん・前田治さん(サッカー)、河原優さん(フットサル)、笠原江梨香さん(テコンドー)、杉本美香さん(柔道) …8人
平成27	小学5年生	7校10クラス	岡里明美さん(バスケットボール)、小針清允さん・下村東美さん(サッカー)、湯田友美さん・ハニカット陽子さん(陸上) …5人

※本事業の対象は、小学5年生・中学2年生となっています。

② 学校体育・社会体育に関わる指導者の育成



小・中学校のクラブ活動や部活動に携わる教員や指導者の指導力向上につながる実技指導研修等の充実を図ります。

また、鳥取県・市のスポーツ少年団などと連携し、少年スポーツ指導者を対象とした研修会を開催します。指導者のみならず、少年スポーツに携わる保護者や地域の方々にも主体的に参加していただけるよう研修

内容を工夫します。

【少年スポーツ指導者研修会の開催状況】

実施年度	演 題	講 師 名	講 師 所 属
平成23	児童期におけるスポーツ指導のあり方	上野耕平さん	鳥取大学教育センター
平成24	スポーツ少年団における指導者と母集団のありかたについて	望月史代さん	鳥取工業高等学校
平成25	小学生を対象とした体幹トレーニング	林志郎さん	鳥取介護サービス
平成26	『小学生スポーツ活動ガイドライン』の活用について	油野利博さん	鳥取市スポーツ推進審議会
平成27	コンディショニングの理論と実施	生田明広さん	加圧トレーニングスタジオ Lithe (ライズ)

③ 子どもをとりまく関係団体、指導者、保護者等への啓発

本市教育委員会は、平成26年2月に『小学生スポーツ活動ガイドライン』(※15)を策定しました。スポーツ活動に関わる指導者や保護者、学校や地域などの関係者が小学生スポーツの望ましいあり方を共有できる体制づくりを進め、共通理解を深められるよう、ガイドラインの周知に努めます。

中学生においては、平成25年3月に『中学校における部活動ガイドライン』(※16)を策定しています。学校の実態にあった「部活動規定」を再度見直し、教員にも生徒にも有意義な活動になるよう、普及・啓発を行います。

【『小学生スポーツ活動ガイドライン』より抜粋】

4 活動内容の指針

(1) 活動内容の指針

○小学生のスポーツ活動に参画するすべての者は、熱心なあまり時に勝利至上主義に陥りがちな活動を見直し、スポーツ活動をルールやマナーを育てる良い機会としてとらえ、「スポーツの楽しさを通じた子どもたちの健全育成」を第一義的目的として活動しましょう。

○小学生期は、体格、運動能力が著しく発達する時期であるため、特定のスポーツのみに偏らず、さまざまなスポーツに取り組ませましょう。



【『中学校における部活動ガイドライン』より抜粋】



I はじめに

2 学校教育の一環としての部活動

… (前略) …

学校において計画する教育活動として、指導者の明確な指導や、多くの人の理解と協力のもと、生徒たちが自ら考え、工夫し、協力して成果を出していけるような自主性を尊重した「魅力ある部活動」が展開されるよう配慮することが大切です。

④ スポーツ少年団活動の奨励

「鳥取市スポーツ少年団」(※17)に加入する各単位団の活動費を助成します。各単位団での活動は、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的とするもので、スポーツ少年団活動を通じて、人間性豊かな社会人へと成長することが期待されます。



【鳥取市スポーツ少年団の加入状況】

年度	単位団数	団員数	指導者数
平成23	30単位団	706人	141人
平成24	27単位団	639人	136人
平成25	29単位団	620人	145人
平成26	29単位団	676人	148人
平成27	25単位団	631人	130人

⑤ 小・中学校体育連盟との連携



鳥取市小学校・中学校体育連盟との連携を図り、児童・生徒のスポーツ活動の充実をめざします。

必要に応じて、同連盟に対する補助金等の支援の在り方について検討することとします。

⑥ 少年スポーツクラブの実態把握

これまで、スポーツ少年団活動以外で行われている少年スポーツクラブの活動については、その実態を十分に把握できていませんでした。今後は実態把握に努め、支援の在り方や内容を検討します。

⑦ 児童期におけるスポーツ交流の実践

仲間意識の醸成や新しい出会い、感動の創出を図るため、但馬地域や岩美町、京丹後市などと共催する「山陰海岸ジオパーク小学生駅伝競走大会」(※18)などを通じて、県内外の関係市町村とのスポーツ交流を行います。



Ⅱ 生涯スポーツ社会の実現

1 市民総スポーツ運動の推進

【施策目標】

- ・鳥取市民体育祭(※19)や鳥取市スポーツレクリエーション祭(※20)を継続して開催し、より市民が参画しやすい大会に成長させる。
- ・各種ウォーキングやマラソン大会など、誰もが気軽に取り組むことのできる体力づくり型事業を推進する。

【数値目標】

「鳥取市民体育祭」の延参加者数

23,713人(H27年度) ⇒ 25,000人(H32年度)

(1) 現状と課題

本市では、市政70周年記念事業として始まり、半世紀以上続いている「鳥取市民体育祭」に毎年多くの市民が参加しています。この市民総スポーツ運動の中核をなす市民体育祭は、市民スポーツ活動の充実と体力の増進という目的だけでなく、ストレスの発散や自由時間の活用、また競い合うことにその意義を求めるなど、参加者がさまざまな目的意識をもって参加できる大会として、広く市民のスポーツへの関心を高めていると言えます。



その一方で、平成27年1月の鳥取市民アンケート調査においては「今後市が優先すべき施策」の中で「スポーツ・レクリエーションの振興」は全体の6%程度となっており、前回調査(平成21年11月)の約8%から2ポイント程度下回っていることが分かります。

また、同調査では、市に対して「多くのスポーツを平等に支援してほしい」という意見や「スポーツ大会の定期開催」を望む声も聞かれます。

こうしたさまざまな意見を踏まえ、今後も市民の主体的な活動を支援し、年齢・性別、障がいの有無を問わず、関心や適性等に応じてスポーツに参加できる環境づくりを促進することが必要です。

市民がスポーツをする機会を充実させ、市民総スポーツ運動の継続と展開を図り、生涯スポーツ社会の実現が求められています。

(2) 具体的施策

①鳥取市民体育祭の充実

市民体育祭は、市内44の小校区をA～Cの3グループに分け、対抗戦として開催しています。市民の交流の活性化を図るとともに、健やかで明るい生活づくりに資するよう、引き続き鳥取市体育協会をはじめとする関係団体と連携しながら充実した大会にしていきます。

併せて、障がいのある人も主体的に参加できる種目の導入などを引き続き検討していきます。

【鳥取市民体育祭の競技種目】

- ◆得点種目（15種目） … 卓球、ソフトテニス、弓道、ソフトボール、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、バドミントン、男子バレーボール、女子バレーボール、テニス、バスケットボール、水泳、ペタンク、軟式野球、陸上
- ◆オープン種目（4種目） … 剣道、相撲、柔道、ボート

②体力づくり型事業の推進

スポーツに親しむきっかけづくりや体力づくりの一環として開催される各種ウォーキングやマラソン大会などの事業を推進します。

毎年1月3日に行われている「鳥取市新春健康マラソン」は、小学生以下の子どもから高齢者まで幅広く参加することのできる年頭行事です。自己の体力を知ることや家族・友人同士の交流を図ることを目的とした事業として、一層の定着をめざします。



【鳥取市内で開催される主なウォーキング・マラソン大会など】

実施時期	大会名	会場
1月上旬頃	鳥取市新春健康マラソン	コカ・コーラウエストスポーツパーク
	青谷町正月マラソン	青谷町
3月中旬頃	鳥取マラソン	鳥取砂丘オアシス広場付近 ～ コカ・コーラウエストスポーツパーク
4月上旬頃	鹿野往来マラソン	鹿野町ほか
5月下旬頃	もちがせ流しびなマラニック大会	流しびなの館周辺
10月上旬頃	鳥取市国府町万葉ウォークラリー大会	国府町成器地域一円
10月下旬頃	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会	鳥取砂丘オアシス広場周辺
10～11月頃	ふるさと気高ウォーキング大会	気高町

③自己の健康管理に資する取り組みの促進

自己の体力や健康状態を知り、健康管理につなげる取り組みを促進します。

成人（20～79歳）を対象とした体カテストは、各地域のスポーツ推進委員が中心となって運営を行っています。他の行事と同日に開催するなど工夫されており、今後もこうした取り組みの定着を図ります。

スポーツを通じて健康の維持・増進を図るため、関係機関と連携しながら、活力ある長寿社会の実現をめざして、健康政策の推進に努めます。

【体カテストの項目の例】

（20～64歳対象）

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび
急歩または20mシャトルラン（往復持久走）
立ち幅とび

（65～79歳対象）

握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち
10m障害物歩行、6分間歩行



④ニュースポーツの普及促進

鳥取市民体育祭や鳥取市スポーツレクリエーション祭などの大会や各地域でのスポーツ推進委員による実技指導を通して、誰でも気軽に参加・体験することのできる「ニュースポーツ」（※21）の普及を図ります。



本市教育委員会では、ペタンクやカローリングといったニュースポーツ用具の貸出しを無料で行っています。多くの方に利用していただけるよう周知・広報に努めます。

【鳥取市教育委員会において貸出しを行っているニュースポーツ用具の例】

ペタンク（屋内・屋外）、カローリング、ソフトペタンク、ファミリーバドミントン、羽根っこゲーム、ダブルタッチ、フロッカー、キンボール、グラウンド・ゴルフ、ティーボール、バグゴ、クロリティー、シャッフルボード、ターゲットバードゴルフ、スカイクロス、アキュラシー、パットゲームスター

⑤総合型地域スポーツクラブ等との連携・協力

「多種目」「多世代」「多志向」を特徴とする総合型地域スポーツクラブ(※22)等と連携・協力し、市民のさまざまなニーズに合わせたスポーツ機会の充実を図ります。

今後は、市内の総合型地域スポーツクラブの活動実態を聞き取るなどして、行政との協働や支援の在り方について検討することとします。

【鳥取市内の主な総合型地域スポーツクラブ】

特定非営利活動法人鳥取スポーツクラブ、けたかスポーツクラブ、青谷スポーツクラブ、鹿の助スポーツクラブ、国府クラブ

2 誰もが参加しやすいスポーツ環境づくり

【施策目標】

身近な体育施設の機能改善やスポーツに関する情報の提供などを行い、誰もが参加しやすいスポーツ環境を整える。

【数値目標】

「鳥取市スポーツレクリエーション祭」の参加者数

926人（H27年度） ⇒ 1,200人（H32年度）

（1） 現状と課題

スポーツの効果の1つに、健康の維持があります。スポーツを通して、長寿社会を実現するためには、身近なスポーツ環境の整備が必要となります。

スポーツ基本法では「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」という障がい者スポーツに関する基本理念が掲げられています。一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会をはじめとする関係団体と連携し、障がい者スポーツ指導員等の協力の下、必要な配慮の内容を十分に検討する必要があります。

また、平成26年度の本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は25.5%であり、全国（26.0%）や鳥取県（29.1%）を若干下回ってはいるものの、その割合は上昇傾向にあります。こうした超高齢社会にあっては、「する」スポーツはもちろん、「ささえる」・「みる」スポーツの展開によって、高齢者が健康状態に応じて無理なく楽しみながらスポーツに触れる環境づくりが求められます。そのためには、社会体育施設の機能充実やスポーツ情報の提供などが必要になると考えられます。

（2） 具体的施策

① 障がいの有無に関わらないスポーツ環境の醸成

鳥取市民体育祭等既存の大会に障がいのある人も参加できる種目を積極的に取り入れ、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに取り組めるような環境を醸成します。

障がいのある人のスポーツ実施率の把握に努め、既存の各種「スポーツ教室」に障がいのある人も一緒になって取り組める内容を導入することを検討し、スポーツに気軽に触れたり、親しんだりする機会を提供します。



また、障がいのある人のスポーツ活動を促進するため、スポーツに関する情報を積極的に提供するとともに、障がいのある人へのスポーツ指導が行える人材を育成します。

② 高齢者のスポーツ活動機会の創出



グラウンド・ゴルフやラージボール卓球など、レクリエーションとして楽しむことのできるスポーツを取り上げた「鳥取市スポーツレクリエーション祭」の充実を図るとともに、高齢者を対象としたスポーツ教室の開催など、高齢者が参加しやすいスポーツ活動の機会を創出します。

【平成27年度鳥取市スポーツレクリエーション祭の実施種目】

グラウンド・ゴルフ、ペタンク、ゲートボール、ウォーキング、ドッジボール、バウンズボール、ラージボール卓球、バウンドテニス、ソフトバレーボール、羽根っこゲーム、卓球バレー、ボウリング、フライングディスク、パットゲームスター

③ 安全なスポーツ環境の整備

スポーツ活動中に発生する怪我や事故に対しては、各スポーツ団体等へ「スポーツ安全保険」(公益財団法人スポーツ安全協会)(※23)などへの加入を促すとともに、本市が主催するスポーツ大会等においては「鳥取市社会奉仕活動等補償制度」(鳥取市ボランティア・市民活動センター)(※24)を活用して救済します。

熱中症等の事故を未然に防ぐために、事故防止に関する啓発を行います。また、スポーツ施設の用具点検を行い、適切な保管管理に努めます。

【鳥取市社会奉仕活動等補償制度の活用状況】

年度	件数	大会名(競技名)
平成23	6件	鳥取市民体育祭(ソフトボール、テニス、女子バレーボール、バスケットボール、軟式野球、陸上)
平成24	3件	鳥取市民体育祭(男子バレーボール、ソフトテニス)
平成25	10件	鳥取市民体育祭(ソフトボール、女子バレーボール、軟式野球、バドミントン、バスケットボール、陸上)、鳥取市スポーツレクリエーション祭(ラージボール卓球)

年 度	件 数	大 会 名 (競 技 名)
平成26	7件	鳥取市民体育祭 (男女バレーボール、バドミントン、バスケットボール)
平成27	9件	鳥取市民体育祭 (ソフトボール、テニス、男子バレーボール、バドミントン、バスケットボール、陸上)、鳥取市スポーツレクリエーション祭 (ソフトバレーボール)

④ スポーツに関する情報の提供

市報や公式ウェブサイトを活用し、スポーツや健康づくりに関する情報を積極的に提供します。

地区公民館をはじめとする市の関連施設にスポーツ大会等のポスターを掲示したり、パンフレットを設置するなど情報提供に努めます。

イベント情報、施設利用に関する情報など、幅広い情報の提供を行います。



⑤ 市民サービスの向上を目的とした施設等の機能改善

誰でも気軽に活用できるよう、特に高齢者や障がいのある人が利用しやすい施設とするため、既存の地区体育館・屋外体育施設等の機能拡充に努めます。



「とっとり施設予約サービス」(※25)を活用し、予約状況の照会や予約申込が可能な施設の拡大を図り、施設利用者の利便性の向上に努めます。

【とっとり施設予約サービスの利用対象スポーツ関連施設の例（平成28年3月現在）】

鳥取市民体育館、鳥取市河原町総合体育館、鳥取市市府町体育館、鳥取市青谷町体育館、鳥取市気高町農林漁業者トレーニングセンター、鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター、市民スポーツ広場、倉田スポーツ広場、千代水スポーツ広場、津ノ井スポーツ広場、津ノ井ニュータウン野球場、鳥取市営美保球場、用瀬運動公園、鳥取市気高町運動広場、鳥取市青谷町農村広場、鳥取市青谷町グラウンド、鳥取市若葉台スポーツセンター、安蔵公園テニス場、津ノ井ニュータウンテニス場、井原公園テニス場、金沢テニス場、東富安公園テニス場、鳥取市福部町テニスコート、鳥取市気高町龍見台テニスコート、鳥取市青谷町グラウンドテニスコート、鳥取市城北テニス場、鳥取市千代テニス場

また、各スポーツ関連施設における減免のあり方についても、見直しを検討することとします。

鳥取市民体育館や鳥取市営サッカー場（とりぎんバードスタジアム）などの施設において導入している「指定管理者制度」(※26)を推進し、より一層のサービスの向上と機能強化を図ります。



Ⅲ 地域におけるスポーツ活動の推進

1 地域活力の創出に向けたスポーツ振興

【施策目標】

地域スポーツを支える各種団体や人材を育成・支援したり、地元のプロスポーツチームと相互発展することで、地域におけるスポーツを振興し、地域活力の創出を図る。

(1) 現状と課題

各小学校区単位で運動会が開催されるなど、地域において市民が主体となった活動が展開されています。少子高齢化が進む中、子どもから高齢者までのあらゆる世代が一体となった取り組みが展開されていることは地域の活性化に一役買っているといえます。

地域スポーツ活動に取り組むことが、地域における人と人とのつながりを更に深めていくことにつながります。本市では、地域体育会やスポーツ推進委員などが各地域で活動しており、こうした地域スポーツを支える各種団体や人材を育成・支援し、市民のスポーツ活動を支える体制を強化していく必要があります。

また、本市は地元で唯一のプロサッカーチームである「ガイナレ鳥取」の本拠地であり、地域を挙げて応援する機運をより高めていく必要があります。チームへの愛着を高め、チーム活動の環境を整え、まちの魅力や活力を創出することが求められます。

(2) 具体的施策

① スポーツ界の好循環の創出

鳥取県教育委員会が実施する「鳥取県トップアスリート派遣事業」(※27)を活用して、県にゆかりのあるトップアスリートが県内の児童・生徒などに対して、自身が有する技術や経験などを伝えることで地域に還元し、アスリート自らも指導者のスキルアップにつながるという好循環を生み出します。

地元から輩出されたトップアスリートを地元で指導者として雇用できる体制づくりを検討します。



【鳥取県トップアスリート派遣事業の実施状況（鳥取市小中学校実施分のみ）】

実施年度	事業内容	講師名	指導競技	実施校
平成25	講演	宮本幸太郎さん	水泳（飛込）	湖南学園
平成26	講演および 児童との交流	大部由美さん	サッカー	国府東小学校 宮ノ下小学校
	水泳指導	小原工さん	トライアスロン	倉田小学校
	講演	佐藤雅子さん	ホッケー	明德小学校、醇風小学校 富桑小学校、西中学校
平成27	講演・実技	宇佐美里香さん	空手	大正小学校
	講演	大部由美さん	サッカー	明德小学校、醇風小学校 富桑小学校、西中学校
	講演・実技	宇佐美里香さん	空手	賀露小学校
	講演・実技	小原工さん	トライアスロン	稲葉山小学校
	講演	小林竜一さん	ボブスレー	湖南学園
	講演および 児童との交流	宇佐美里香さん	空手	国府東小学校 宮ノ下小学校
	オリエンテーリング および講演	大部由美さん	サッカー	醇風小学校

② 地域から発信するスポーツ活動の展開

鳥取市地域体育会連合会（※28）や鳥取市スポーツ推進委員協議会（※29）などの地域に密着した団体の活動を積極的に支援することで、人材育成や地域活性化につなげます。



③ スポーツ推進委員を対象とする研修の充実

地域におけるさまざまなスポーツイベントの中心的な役割を担うスポーツ推進委員に対する指導者としての資質向上につながる研修や講習の充実を図ります。

委員121名（定数）によって構成される鳥取市スポーツ推進委員協議会では、ニュースポーツの実技研修会や救急救命（AED）講習会などを実施しており、今後もこうした取り組みを支援します。



鳥取市スポーツ推進委員を対象とした研修

（3B体操）

④ 地域に根差したプロスポーツチームとの相互発展

プロスポーツは、「みる」スポーツとして幅広い年齢層に親しまれ、とりわけ青少年に対しては夢と希望を与え、青少年の健全な育成やスポーツ全体の振興に大きな役割を果たしています。

県内で唯一のプロスポーツチームであり、山陰地方初のJリーグクラブである「ガイナーレ鳥取」と連携を図り、子どもたちの体力向上に向けた取り組みなどの地域貢献活動を実施し、地域活力の創造や郷土愛の醸成につながるスポーツ活動を展開します。

また、地域に活力を与えるプロスポーツチームへの支援の輪が市民や企業に

更に広がり、全市的な応援体制となるよう努め、チームと地域の相互発展を図ります。



Jリーグクラブ「ガイナーレ鳥取」のサポーター

【ガイナーレ鳥取の成績とホームゲーム観客動員数の推移】

年	所属リーグ	順位 (所属リーグ総チーム数)	年間ホームゲーム観客動員数 (1試合あたり)
平成23	J2	19位(20)	70,152人(3,692人)
平成24		20位(22)	65,786人(3,133人)
平成25		22位(22)	86,033人(4,097人)
平成26	J3	4位(12)	55,242人(3,069人)
平成27		6位(13)	38,637人(1,932人)

⑤「ささえるスポーツ」活動の創出

地域スポーツ大会の運営や日常的なスポーツの指導などを行う「スポーツボランティア」制度の導入について検討します。

地域のスポーツ行事で急病人・怪我人等が発生した場合、迅速な救命、救急手当てが処置できるよう「救急救命（AED）講習会」を開催します。



⑥施設開放の促進

本市では、社会体育の普及や児童等の安全な遊び場の確保のため、各地域体育会の運営・管理の下に学校体育施設を開放しています。今後は開放施設の拡大を図るとともに、運営・管理の在り方を見直すなど有効利用の促進に努めます。

【施設開放対象の小・中学校（平成28年3月現在）】

	学 校 名
小学校	久松、醇風、遷喬、修立、日進、富桑、稲葉山、城北、美保、賀露、明德、倉田、面影、神戸、美和、大正、東郷、明治、世紀、湖山、湖南、末恒、米里、津ノ井、浜坂、岩倉、美保南、湖山西、中ノ郷、若葉台、宮ノ下、国府東、福部、河原第一、散岐、西郷、用瀬、佐治、浜村、宝木、瑞穂、逢坂、鹿野、青谷（44校）
中学校	江山、高草（2校）

⑦地域の高等教育機関との連携

貴重な人的・知的資源である大学や専門学校等の高等教育機関との連携を図り、スポーツを通じた地域との交流活動や構内のスポーツ施設の利活用を推進します。

2 スポーツ交流の推進

【施策目標】

スポーツを通じた地域交流により、地域の魅力を市外に広く発信するとともに、相互理解や友好の促進を図る。

【数値目標】

「鳥取マラソン」のエントリー数

3,500人（H27年度） ⇒ 5,000人（H32年度）

（1） 現状と課題

多くの人々と交流を深められることは、スポーツの魅力の1つと言えます。県内のみならず、県外や世界の国々も視野に入れながら、地域を超えたつながりをつくることは、地域活性化を果たすことにもつながります。

近年では、スポーツを観光と結びつけたスポーツツーリズム(※30)が各地で推進されており、本市においてもこういった取り組みを積極的に行うことが求められます。県内唯一のフルマラソン大会（公益財団法人日本陸上競技連盟公認）である「鳥取マラソン」(※31)は、当初の1,000人程度のエントリーから県内外より3,000人を超えるランナーがエントリーする大会へと成長してきました。こうした全国規模の大会を通じて本市の魅力を市外に広く発信することで、更なるスポーツ交流人口の増加につなげる必要があります。

また、2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、県や関係機関、競技団体等と連携し、キャンプ地誘致への取り組みを進めていく必要があります。

（2） 具体的施策

① スポーツツーリズムの推進


スポーツと観光が一体となったイベントを開催し、市の観光資源を県内外へPRします。

鳥取マラソンは、2014大会より、鳥取砂丘や因幡万葉の里を巡る新コース

となりました。また、2015大会から前夜祭を開催し、世界遺産姫路城マラソンやおかやまマラソンとの提携を行うなど、歓迎・おもてなし体制を強化して実施しています。今後もランナーをはじめ、応援者にもこれまで以上に喜んでもらえる大会となるよう創意工夫を図ります。



【鳥取マラソンのエントリー数（実走者数）の推移】

年 度	大 会 名	エントリー数 (実走者数)	備 考
平成23	鳥取マラソン2012	2,622人 (1,860人)	台湾から約15人のランナーが参加。
平成24	鳥取マラソン2013	2,882人 (2,100人)	初めてゲストランナー(西谷綾子さん)を招待。
平成25	鳥取マラソン2014 	3,012人 (2,622人)	<ul style="list-style-type: none"> ・初のコース変更。 ・主催に県を迎え、商工・観光・自治会などからなる実行委員会を設立。 ・ゲストランナーに西谷綾子さん、AKB48マラソン部を招待。
平成26	鳥取マラソン2015	3,394人 (2,886人)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から22人(中国・韓国・台湾・ロシア)のランナーが参加。 ・前夜祭の実施。 ・ゲストランナーに西谷綾子さんを招待。
平成27	鳥取マラソン2016	3,691人 (3,188人)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から6人(中国・モンゴル・台湾)のランナーが参加。 ・前夜祭の実施。 ・ゲストランナーに西谷綾子さんを招待。

② スポーツを通じた国際交流の推進

2002(平成14)年に日韓共催で行われたサッカーの世界選手権大会であるFIFAワールドカップにおいて、本市はエクアドル代表チームの公式キャンプ地となりました。翌年には、「日本・エクアドル友好協会」を本市に設立し、以来記念のサッカー大会を平成26年度まで毎年開催してきました。



また、2007(平成19)年の世界陸上競技選手権大阪大会ではジャマイカ陸上チームのキャンプ地となりました。本市は、「ジャマイカ給食の日」を設け、市立保育園児とジャマイカチームの交流会を開催したり、同チームによる小中学生を対象とした陸上教室を実施したりするなど、積極的な交流を行いました。2015(平成27)年には、再びジャマイカ陸上チームの事前キャンプ(世界陸上競技選手権大会北京大会)を受入れました。今後もこうした機会をとらえて、スポーツによる国際友好関係の構築を図ります。

③ 「みるスポーツ」活動の推奨

スポーツ観戦、パブリックビューイング(※32)などの「みるスポーツ」活動を推奨し、スポーツ交流の拡大をめざします。

高い競技水準のスポーツイベントの誘致を推進し、「みるスポーツ」活動を通じてスポーツの魅力を伝えます。

また、障がい者スポーツをみる機会の提供についても検討します。



④ 交流事業の開催



平成25年度より岡山県美作市と「少年サッカー交流大会」を実施しています。今後も他都市と他種目の交流を検討し、スポーツを通じた交流を一層推進していきます。

【交流事業の一例】

大会名	内容
美作市・鳥取市少年サッカー大会	地元根付いたプロサッカーチームが存在するという共通点（美作市：岡山湯郷Bellie、鳥取市：ガイナレ鳥取）から、サッカーを通して友好を深めることを目的に開催している少年サッカー大会。

⑤ 姉妹都市交流の継続

昭和47年3月に姉妹都市提携を結んだ兵庫県姫路市とは、親善と友好を深めることを目的に、相互理解のもと、昭和52年8月より毎年「姉妹都市親善スポーツ交歓大会」(※33)を開催しています。子どもから高齢者まで幅広い年齢層が参加する本大会は、生涯スポーツ社会の実現に資するものであり、今後も継続して実施します。

【姫路市・鳥取市姉妹都市親善スポーツ交歓大会の実施状況】

実施年度	開催地	実施種目	実施区分	参加人数
平成23	鳥取市	バレーボール	小学生（女子）	鳥取市選手団 64人
		バスケットボール	中学生（女子）	
		ソフトテニス	中学生・高校生・一般	姫路市選手団 63人
		グラウンド・ゴルフ	一般	
平成24 (第35回記念大会)	姫路市	バレーボール、サッカー	小学生（男子）	鳥取市選手団 144人
		卓球	小学生・中学生・一般	
		バドミントン	小学生・中学生 高校生・一般	
		水泳、軟式野球	小学生	姫路市選手団 145人
		テニス	高校生・一般	
		ゲートボール	一般	
平成25	鳥取市	卓球、バドミントン	小学生・中学生・一般	鳥取市選手団 75人
		ソフトボール	シニア	姫路市選手団 75人
		弓道	一般	
平成26	姫路市	軟式野球、サッカー	小学生	鳥取市選手団 70人
		バスケットボール	中学生（女子）	姫路市選手団 79人
		柔道	小学生・中学生	
平成27	鳥取市	軟式野球	中学生	鳥取市選手団 64人
		弓道、バレーボール	一般	姫路市選手団 61人
		テニス		



IV 競技力向上につながるスポーツ環境の整備

1 競技人口の増加をめざした施策の展開

【施策目標】

関係団体と連携しながら、市民の競技スポーツに対する関心を高め、競技人口の増加をめざす。

【数値目標】

全国規模のスポーツ大会やキャンプ・合宿等の開催件数

2件（H27年度） ⇒ 10件（H28～32年度）

（1） 現状と課題

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、スポーツ振興に対する機運が高まっていることから、競技力向上に向けた人材育成や、スポーツ交流人口の拡大を図るための各種スポーツ大会、キャンプ・合宿の誘致に取り組むことが必要です。

平成28年度には全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が中国ブロック（主会場：岡山県）で開催され、鳥取県では相撲、ホッケー、自転車（トラック）、弓道の4競技が行われます。高校生相互の親睦を図ることのみならず、技能の向上とスポーツ精神の高揚が目的である本大会の開催を受け、競技スポーツに対する関心が一層高まっています。本市は、相撲・ホッケー競技の会場となることから、実行委員会を立ち上げ、円滑な大会運営に向けて準備を進めています。



また、大会において優秀な成果を収めた選手への支援、顕彰制度を充実させることで競技スポーツへ向かう人々を後押しすることも求められます。

（2） 具体的施策

① 体育協会をはじめとする関係団体との連携・協働



鳥取市体育協会をはじめ、県のスポーツ関係各課や公益財団法人鳥取県体育協会、鳥取県障がい者スポーツ協会などの外郭団体等と連携し、選手養成及び強化を図るとともに、各種競技団体の組織体制強化の支援を図り、競技力の向上に資する具体的施策を協働して推進していきます。

【鳥取市体育協会の構成団体】

種目別競技協会	陸上、バスケットボール、軟式野球、バレーボール、卓球、ソフトテニス、体操、柔道、剣道、相撲、水泳、バドミントン、弓道、クレー射撃、ソフトボール、サッカー、テニス、アーチェリー、ゲートボール、スケート、ボート、少林寺拳法、グラウンド・ゴルフ、ヨット、なぎなた、ペタンク、バウンスボール、ドッジボール、ボウリング
その他	地域体育会連合会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団、小学校体育連盟、中学校体育連盟

② 指導者の育成と資質の向上

競技人口を拡大するためには、指導者の育成が不可欠であることから、指導者向けの研修会を開催したり、指導者の資質の向上につながるような指導方法に関する情報の提供などに努めます。また、ドーピング防止活動を推進するため、アンチ・ドーピング教育の充実を図ります。

【鳥取県東部医師会健康スポーツ医学講演会(鳥取市教育委員会共催事業)の開催状況】

実施年度	演題等	講師名	講師所属
平成23	スポーツ選手への医科学サポート活動について	関耕二さん	鳥取大学
平成24	成長期のスポーツ傷害	岸隆広さん	鳥取赤十字病院
平成25	ミニレクチャー「スポーツと腰痛」	森下嗣威さん	鳥取市立病院
	運動時における熱中症予防の最新情報	長谷川博さん	広島大学大学院
	アスリートのパフォーマンスを支える食事のサポート	河合美香さん	龍谷大学
平成26	勝利の方程式 ～夏場の水分補給、食べることの気付き～	金山牧子さん	大塚製菓米子出張所
	PM2.5による健康被害とその対応	北室知巳さん	北室内科医院
	女性アスリートの健康管理	目崎登さん	筑波大学
平成27	熱中症の予防と治療	浅雄保宏さん	鳥取市立病院
	学童期の四肢関節のスポーツ傷害	榎田誠さん	鳥取大学

③ 「するスポーツ」活動の積極的な展開

「する」という視点からスポーツを捉えるという原点に立ち返り、競技人口を増加させるため、本市教育委員会で主催する既存事業の拡大や新規事業の開催、他団体との共催化による事業展開を検討します。



④ 優秀選手への支援

児童のスポーツ活動の健全な発展を図ることを目的として、小学生がスポーツの全国大会に出場する場合、補助金を交付しています。競技力の向上に向けてその在り方を順次検討することとします。

⑤ 顕彰制度の充実

長年本市のスポーツ発展に貢献された方や、指導者として顕著な功績を上げられた方、あるいは選手として当該年度のスポーツ大会で活躍され素晴らしい成績をあげられた方を、「鳥取市スポーツ表彰式」(※34)において表彰します。



【鳥取市スポーツ表彰式における表彰者数】

年 度	個 人	団 体	総 勢
平成23	138人	46団体	481人
平成24	158人	57団体	547人
平成25	151人	48団体	495人
平成26	204人	55団体	572人
平成27	164人	59団体	600人

⑥ オリンピック・パラリンピック招致ムードの高揚

2020年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを受けて、選手として出場するという夢や目標を抱く子どもたちを支援したり、国を代表して競技に出場する選手を応援するというムードの高揚を図ります。

また、鳥取県においては東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会を設立し、同オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致を積極的に進めていることから、本市としても会場地として円滑な受け入れ体制を構築するため、鳥取市東京オリ・パラキャンプ実施委員会を設立しました。トップアスリートとの交流を通じて、競技力の向上、スポーツ交流人口の拡大を図るとともに、国内外に本市の魅力をPRし、市の知名度向上や地域経済への貢献につなげます。



2 施設をはじめとするスポーツ環境の構築

【施策目標】

市民誰もが安全で安心なスポーツ活動が行える環境づくりに努めることで、市民のスポーツ活動意欲を高め、競技力の向上へつなげる。

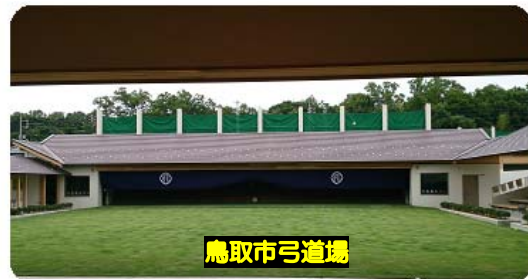
(1) 現状と課題

平成27年2月に策定された「鳥取市公共施設の経営基本方針」の中で、公共施設経営の目的として、「公共サービスの維持・向上」「安全・安心な市民生活」「次世代の負担軽減」の3点が掲げられています。利便性を向上し、年齢・性別・障がいの有無を問わず、誰もが安心してスポーツ活動を行えるよう、既存施設の改修や機能充実を図る必要があります。

本市においては近年、鳥取市弓道場や鳥取市若葉台スポーツセンターなど、各種競技の拠点となる施設整備を行った一



方で、鳥取市民体育館を筆頭に既存の社会体育施設の老朽化が進んでいることから、「市民体育館等あり方検討委員会」を立ち上げ、市民体育館等の今後のあり方を検討しています。



2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定により、市民の競技スポーツへの関心が高まっている中、市民のニーズに応じたスポーツ環境の構築が求められます。

(2) 具体的施策

① 競技スポーツに対する市民ニーズの把握

施設の改修や機能充実の優先度の決定や競技団体への支援の参考とするため、競技スポーツに対する市民ニーズを、アンケート調査などによって把握します。

② 施設予約の利便性の向上

施設予約の方法を分かりやすく、簡易なものとするこゝで、施設の利用者を増やすことを目標とします。

③ 競技者への積極的な広報

競技スポーツに関する情報や大会の開催に関する情報などを競技者へ積極的に広報します。

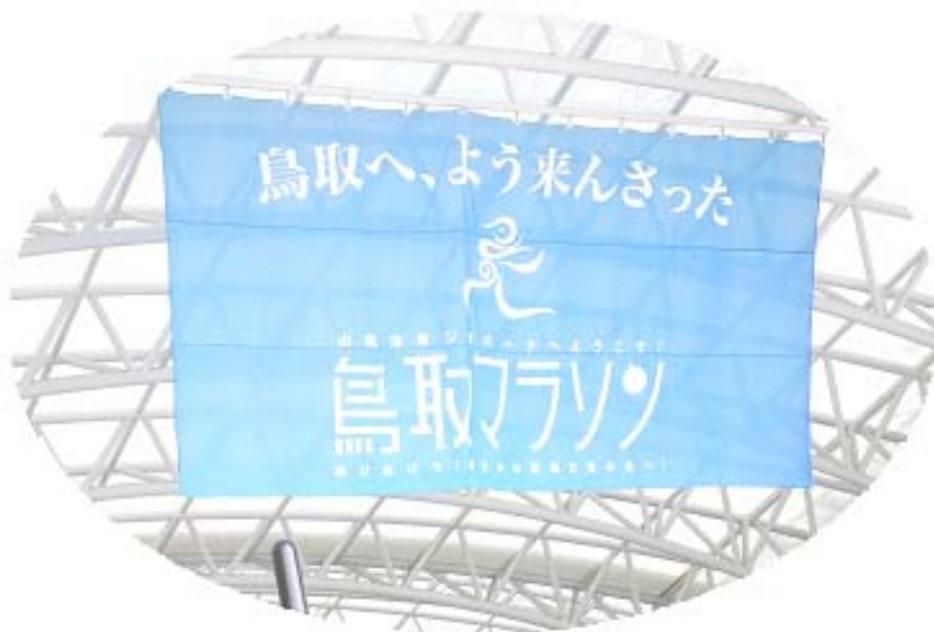
④ 競技スポーツとの出会いの創出

各種大会におけるキャンプ地の誘致活動や大会の誘致を行うこゝで、競技スポーツとの出会いを創出します。

⑤ スポーツ施設環境の充実

子どもや女性、高齢者、障がいのある人を含むすべての市民が安心してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設のバリアフリー化や耐震化を推進し、施設環境の充実を図ります。

学校体育施設の開放をより一層進めるとともに、スポーツ施設の利用状況の把握に努め、効率的な施設利用を推進します。



【資料1】用語解説

※1 スポーツ基本法 … 昭和36年に制定されたスポーツ振興法を全部改正し、スポーツ推進のための基本的な法律として、平成23年8月に施行された。

※2 スポーツ基本計画 … スポーツ基本法第9条の規定に基づいて、平成24年3月に策定されたスポーツの推進に関する基本的な計画。

※3 鳥取県スポーツ推進計画 … 平成26年3月に策定された鳥取県全体のスポーツ推進に関する基本的な計画。そのめざす姿を「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県」としている。

※4 鳥取市総合計画 … 鳥取市が市民と共に取組むまちづくりの指針として、アンケートや市民まちづくりワークショップを通じて市民等との協働により策定された総合的な計画。平成23年5月に「第9次総合計画」（平成23～27年度）が策定され、平成28年3月に「第10次総合計画」（平成28～32年度）が策定された。

※5 鳥取市の教育等の振興に関する大綱 … 鳥取市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき将来像を実現するための基本方針（平成28年3月策定）。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度から地方公共団体の長に大綱の策定が義務づけられた。

※6 鳥取市教育振興基本計画 … 「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」の基本方針と推進施策の項目に沿い、これから歩むべき教育の具体的な方向性を示した5カ年計画（計画期間：平成28～32年度、平成28年3月策定）。

※7 鳥取市生涯学習推進基本方針 … 多くの地域で生涯学習活動が活発に繰り広げられるようになり、今後の急激な社会変化や市民の要請に対応するため、平成24年3月に策定した方針（平成28年3月改定）。

※8 鳥取市公共施設の経営基本方針 … 公共サービスの維持向上や公共施設の生涯経費の縮減などを目的として平成27年2月に策定された方針。

※9 スポーツ振興法 … 東京オリンピックの開催を見据え、昭和36年に制定された法律。平成23年8月に全部改正が行われ、名称もスポーツ基本法となった。

※10 スポーツ立国戦略 … 日本の「新たなスポーツ文化の確立」をめざし、「人〔する人、観る人、支える（育てる）人〕の重視」「連携・協働の推進」という基本的な考え方のもとに実施すべき5つの重点戦略を掲げている。

※11 鳥取市スポーツ推進審議会 … 鳥取市スポーツ推進審議会条例に基づいて設置される審議会で、スポーツの推進に関する事項について調査及び審

議する。

※12 **子どもの身体・健康づくり推進事業** … 鳥取市がガイナール鳥取に委託している事業。プロスポーツ選手の知識・経験を活かし、サッカー教室や子どもの動きづくり教室などを通して、子どもに運動する機会を提供する。

※13 **鳥取市小学校体育連盟** … 児童の体力向上と健康な身体をつくるためにスポーツを通して活動している団体。中学校における体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的としている団体が「鳥取市中学校体育連盟」。

※14 **こころのプロジェクト「夢の教室」** … 元サッカー日本代表、Jリーガーをはじめ、様々なアスリートを特別授業講師「夢先生」として迎え、実体験等に基づく授業を展開する事業。公益財団法人日本サッカー協会による事業で、対象は小学5年生、中学2年生。

※15 **『小学生スポーツ活動ガイドライン』** … 鳥取市の小学生スポーツに関わるすべての指導者、保護者をはじめ関係者が望ましいスポーツ活動の共通理解を深めることを目的に、鳥取市教育委員会が平成26年2月に策定した小学生のスポーツ活動に関する基本方針。

※16 **『中学校における部活動ガイドライン』** … 生徒にとって魅力的であり、顧問教員の意欲が高まり、保護者や地域等に心から応援されるような運動部活動・文化部活動としていくための指針として、平成25年3月に鳥取市教育委員会が策定したもの。

※17 **鳥取市スポーツ少年団** … スポーツ少年団は、単位、市区町村、都道府県、国の4つの段階で構成される。昭和37年に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に日本スポーツ少年団が創設されたのが始まり。鳥取市では、本部を鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課に置いている。

※18 **山陰海岸ジオパーク小学生駅伝競走大会** … 山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワーク認定を契機に、府県を超えた繋がりをつくることなどを目的として、兵庫県但馬管内・鳥取市・岩美町・京丹後市などで組織する実行委員会が主催する駅伝競走大会。第1回大会を平成26年10月に開催。

※19 **鳥取市民体育祭** … 昭和33年に、市政70周年記念事業として始まり、「長期」「多種目」を特徴とする市民参加型スポーツ大会。

※20 **鳥取市スポーツレクリエーション祭** … 生涯スポーツの普及に伴い、平成2年から始まったレクリエーション祭。校区別に競技スポーツを中心とする鳥取市民体育祭とは異なり、市民誰もが気軽に参加できる種目中心の大会となっている。

※21 **ニュースポーツ** … だれもが、いくつからでも、いつまでもできるスポーツ。競うことよりも楽しむことを主としている。

※22 **総合型地域スポーツクラブ** … 地域の人々に年齢、興味関心、技術技

能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、「多種目」「多世代」「多志向」のスポーツクラブ。

※23 **スポーツ安全保険** … (公財)スポーツ安全協会が契約者となり、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体(5名以上、アマチュア)の構成員を被保険者として、傷害保険(突然死葬祭費用担保特約付)と賠償責任保険を一括契約した補償制度。

※24 **鳥取市社会奉仕活動等補償制度** … 市が保険料を負担し、ボランティア活動、自治会活動など、多くの方々による様々な市民活動中の事故を救済し、市民が安心してボランティア活動や地域活動に参加できるよう保障する制度。

※25 **とっとり施設予約サービス** … 鳥取県内の参加市町村が共同で利用する施設予約システム。パソコンや携帯電話から、参加市町村が保有する施設の空き状況の検索や施設の予約を行うことができる。

※26 **指定管理者制度** … 地方自治法の一部改正(平成15年9月2日施行)により、公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者(指定管理者)が管理を代行する制度。

※27 **鳥取県トップアスリート派遣事業** … 鳥取県が平成25年度から実施している事業。「鳥取県トップアスリートバンク」に登録している県ゆかりのトップアスリートを県内の小・中学校などに派遣し、子どもたちに運動の楽しさなどを伝える。

※28 **鳥取市地域体育会連合会** … 鳥取市内に地区単位で59ある体育会の連合体組織。鳥取市から委託を受け、学校施設開放事業などを行っている。

※29 **鳥取市スポーツ推進委員協議会** … 鳥取市内各地区・校区から推薦されたスポーツ推進委員(スポーツ基本法第32条で規定される非常勤の公務員。任期は2年。)121名で構成される協議会。5つの専門部(企画部、広報部、事業部、普及1部、普及2部)に分かれ活動を行っている。

※30 **スポーツツーリズム** … スポーツと観光を融合させ、新しい価値を創造しようとするもの。

※31 **鳥取マラソン** … 新日本海新聞社主催の「日本海マラソン」と鳥取市主催の「湖山池一周ハーフマラソン」を統合し、平成19年度から開催している日本陸上競技連盟公認のフルマラソン大会。

※32 **パブリックビューイング** … スタジアムにある大型の映像装置などを利用して観戦を行うイベント。

※33 **姉妹都市親善スポーツ交歓大会** … 姫路市と鳥取市が毎年5月中旬に行っているスポーツ交歓大会。姫路市と鳥取市の隔年開催で、開催地の体育協会加盟団体が主管となり、毎年4種目程度を実施している。5年ごとに記念

大会（種目数は9種目程度）を開催。

※34 鳥取市スポーツ表彰式 … 毎年2月頃で開催される鳥取市体育協会主催の鳥取市の体育振興のために功労があった者などを表彰する式典。

【資料2】 計画策定の経過

年	月	日	内 容		
平成 27	2	18	平成26年度第1回鳥取市スポーツ推進審議会を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換 ・論点整理 ・骨子の検討 	
		9	鳥取市議会文教経済委員会12月定例会	案の中間報告	
	12	11 ~14	インターネットモニターアンケートの実施		
		16	平成27年度第1回鳥取市スポーツ推進審議会を開催	案の審議	
		25	平成27年12月定例教育委員会	案の中間報告	
平成 28	1	7 ~27	市民政策コメント（パブリックコメント）の実施		
		17	平成27年度第2回鳥取市スポーツ推進審議会を開催	最終案の策定	
	2	26	平成28年2月定例教育委員会	最終案の報告	
		3	14	鳥取市議会文教経済委員会2月定例会	最終案の報告
			22	平成28年3月定例教育委員会	計画の承認
			31	計画の公表	

【資料3】鳥取市スポーツ推進審議会条例

○鳥取市スポーツ推進審議会条例

平成23年9月22日

鳥取市条例第29号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、鳥取市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 鳥取市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、スポーツの推進に関する事項について調査及び審議をすること。
- (2) スポーツの推進に関する事項について教育委員会に建議すること。
- (3) その他教育委員会がスポーツの推進に関する計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(鳥取市スポーツ振興審議会条例の廃止)

- 2 鳥取市スポーツ振興審議会条例(昭和37年鳥取市条例第10号)は、廃止する。

【資料4】鳥取市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：平成25年10月1日～平成27年9月30日

所属	氏名	備考
学識経験者	油野 利博	鳥取県体育協会会長
学識経験者	森下 嗣威	鳥取市立病院診療局長
鳥取市体育協会	筒井 実	所属団体副会長
鳥取市地域体育会連合会	松本 伸一	所属団体会長
鳥取県高等学校体育連盟	小倉 健一	所属団体会長 (八頭高等学校長)
鳥取市小学校体育連盟	西墻 雅江	所属団体副会長 (倉田小学校長)
鳥取市中学校体育連盟	松ノ谷 博	所属団体理事長 (西中学校長)
鳥取市スポーツ推進委員協議会	森 正一	所属団体理事
(一社)鳥取県障がい者スポーツ協会	福留 史朗	所属団体会長
鳥取県ミニバスケットボール連盟	山本 英世	所属団体会長
鳥取市連合婦人会	山根 滋子	所属団体副会長
鳥取市小学校PTA連合会	松本 秀樹	所属団体副会長
鳥取市中学校PTA連合会	土橋 裕一	所属団体役員
公募委員	谷尾 洋介	
	永江 吉邦	

任期：平成27年10月1日～平成29年9月30日

所 属	氏 名	備 考
学識経験者	油野 利博	鳥取県体育協会会長
学識経験者	森下 嗣威	鳥取市立病院診療局長
鳥取市体育協会	筒井 実	所属団体副会長
鳥取市地域体育会連合会	松本 伸一	所属団体会長
鳥取県高等学校体育連盟	小倉 健一	所属団体会長 (八頭高等学校長)
鳥取市小学校体育連盟	小谷 容子	所属団体副会長 (大正小学校長)
鳥取市中学校体育連盟	有本 健一	所属団体会長 (鳥取北中学校長)
鳥取市スポーツ推進委員協議会	森 正一	所属団体副会長
(一社)鳥取県障がい者スポーツ協会	福留 史朗	所属団体会長
鳥取県ミニバスケットボール連盟	山本 英世	所属団体会長
鳥取市連合婦人会	山根 滋子	所属団体副会長
鳥取市小学校PTA連合会	山田 祐介	所属団体副会長
鳥取市中学校PTA連合会	岩崎 伸一	所属団体役員
公募委員	平尾 司砂	

【資料5】インターネットモニターアンケート結果（一部）

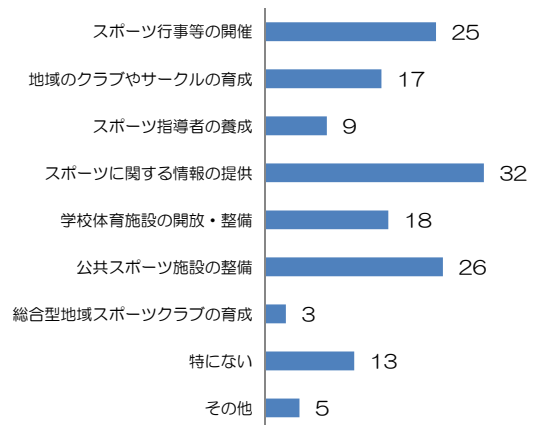
1 モニター調査の概要

- (1) 実施期間 平成27年12月11日（金）～12月24日（木）
 (2) 回答状況 回答者 85人 / 対象 100人
 (3) 性別 男性37人、女性48人
 (4) 居住地域 鳥取地域73人、鳥取地域外12人
 (5) 年代

区分	回答数	区分	回答者
10～20代	5人	50代	17人
30代	23人	60代	16人
40代	20人	70代以上	4人

◆ 市に力を入れてもらいたいこと

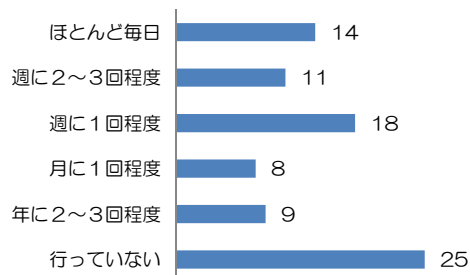
あなたは、地域のスポーツ振興のために、市に今後どのようなことに力を入れてもらいたいと思いますか。主なものを2つお選びください。



(6) アンケート結果（一部）

◆ 運動やスポーツの実施状況

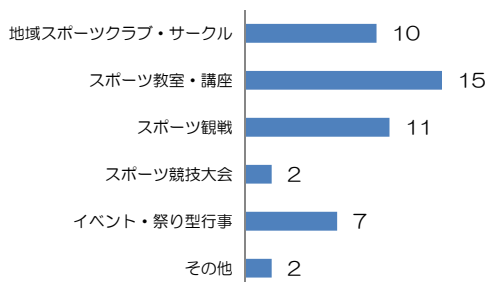
あなたは、どれくらいの割合で運動やスポーツを行っていますか。1つお選びください。



◆ 参加してみたいスポーツ行事等

あなたが、今後、参加してみたいスポーツ行事や活動は何ですか。主なものを2つお選びください。

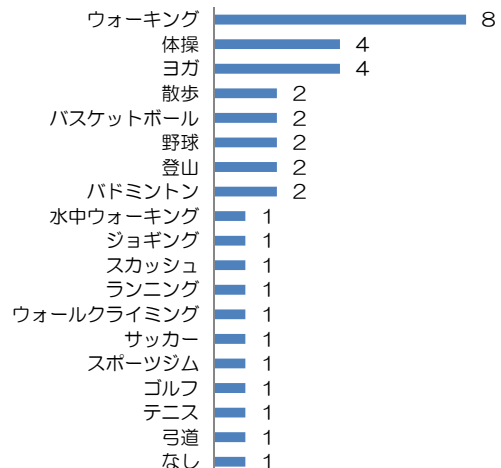
【運動やスポーツを行っていないと回答した人のみ】



◆ 行ってみたいスポーツ活動

あなたが、今後、行ってみたいスポーツ活動は何ですか。主なものを2つまでお選びください。

【運動やスポーツを行っていないと回答した人のみ】



【資料6】市民政策コメント（パブリックコメント）結果

1 実施期間

平成28年1月7日（木）～平成28年1月27日（水）

2 意見提出者数

7名

3 意見数

9件

4 意見の内訳と概要

（1）子どものスポーツ活動について（4件）

- ・乳児期における遊びや運動
- ・子どもが伸び伸びと遊べる環境づくり
- ・小学生のスポーツ活動における体のケア
- ・スポーツに対して苦手意識をもつ子どものためのスポーツクラブ

（2）競技スポーツについて（2件）

- ・競技人口の少ないスポーツへの支援
- ・ソフトテニス競技におけるジュニア育成

（3）生涯スポーツの普及について（1件）

ペタンク競技の普及

（4）スポーツ施設の環境整備について（2件）

- ・体育館の老朽化や駐車場の不足への対応と市民体育館・室内プールの整備
- ・スケートボード場の整備



鳥取市スポーツ推進計画
平成28年 3月

発行：鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課（スポーツ振興係）

〒680-0047 鳥取県鳥取市上魚町39番地（第二庁舎4階）

電話：0857-20-3371

ファックス：0857-20-3364

メール：kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp